

ベトナムの枯葉剤被災者扶助制度と被災者の生活

——中部クアンチ省における事例調査に基づく一考察——

てらもと みのる
寺 本 実

《要 約》

ベトナム戦争において、1961年8月～1971年2月までアメリカ軍による枯葉剤の散布が行われた。また、南ベトナム政府軍は同政権が崩壊する1975年まで枯葉剤の散布を続けたとされる。同剤の散布により、軍関係者・民間人を問わず、非常に多くの人々が健康被害を受けた。その被害は現在もまだ続いている。これまで多くの人がこの問題に関心を寄せてきた。そして従来の先行文献に敬意を表する。しかし、ベトナムにおける対枯葉剤被災者扶助制度の具体的な内容とその変容について、また、枯葉剤被災者が実際にどのように生活を営み、被災者の生活を取り巻く各主体がそれぞれどのような役割を担っているのか、そして、扶助制度がかれらの生活においてどのような役割を担っているのかについて、十分に調査研究がなされてきているとは言い難い。本稿はこれらの課題について、現地調査と現地資料に基づき、実証的に明らかにすることを目的とする。今研究を通して、制度適用対象の限定性などの課題が残るものの、政府により全国レベルでの枯葉剤被災者扶助制度が2000年に初めて公式に示されて以降、その内容が拡充されてきていることが明らかとなった。また、枯葉剤被災者扶助制度を受給している人たちについては、「家族、国（政府）が被災者の生活を支えるうえで中心的な役割を果たしている」と認識しており、その役割の内容については、「家族」は全般的、特に被災者に対する「ケア」、「国」（政府）は「経済」と「医療」（特に「経済」といった物質的側面において、おもな役割を果たしていることなどが見出された。扶助制度の適用対象の限定性緩和など、制度の改善も含めて、ベトナムが今後も取り組みを継続すべき課題のひとつとして、枯葉剤被災者問題は存在し続けると考えられる。なお、本稿はアジア経済研究所2010年度「ベトナムの対枯葉剤被災者社会政策に関する考察」研究会の成果の一部であり、2011年2月17日に担当課に提出された。本稿の内容はこの執筆時期に拘束される。その旨、あらかじめ記しておきたい。

はじめに

- I 歴史的背景
 - II 枯葉剤被災者扶助制度の内容とその変容
 - III 枯葉剤被災者の生活実態と扶助制度の機能と役割
- むすび

はじめに

35年余りの月日がベトナム戦争終了後流れた。
ベトナムでは1986年12月のベトナム共産党第6

回全国代表大会でドイモイ路線が採択され、戦時体制を起因として形成された国家丸抱えの計画経済に基づく経済運営から、市場経済制度に依拠した経済運営体制へと転換が図られた。以降、ベトナム経済は多少の波はあったとはいえ比較的順調に経済成長を遂げてきた。それでは、ベトナムにとって、戦争は終わったといえるだろうか。2005年の数字となるが、ベトナムの障害者約530万人のうち、25.56パーセントの人たちが戦争を障害要因としている。経済成長という課題と同様に、過去に起きた戦争に由来する傷病兵や本稿で取り上げる枯葉剤被災者^(注1)の問題も、ベトナムにとってはすぐれて現代的問題なのである^(注2)。

2011年には、ベトナム戦争でアメリカ軍が初めて枯葉剤を使用して以来50年という節目の年を迎えた。*Nhân Dân* 紙(2007年6月20日付)の報道によれば、ベトナムの枯葉剤/ダイオキシン被災者数は約480万人に達する^(注3)。被災者の子どもへの影響など世代を超えた被害、生態系への影響といった未来への持続性をこの問題は含んでいる^(注4)。

ベトナムの枯葉剤問題に関するおもな先行文献には、邦文では大石(1992)、尾崎(1997; 1999)、轡田(1986)、ストックホルム国際平和研究所(1979)、高野・藤本(1981)、寺本(2007)、中村(1995; 2005)、西村(2009)、原田ほか(1988)、ミー・ドアン・タカサキ(2005)、元(2007)、レ・カオ・ダイ(2004)、欧文ではGriffiths(2005)、Palmer(2007)、Young(2009)、越文ではĐỗ Thị Phương(2009)、Thông Tấn Xã Việt Nam(2006)^(注5)、Hữu Bắc(2009)、Trần Quốc Dũng(2009)、Trần Tuấn Cường(2008)などがある。

尾崎(1997; 1999)、ストックホルム国際平和研究所(1979)、原田ほか(1988)、レ・カオ・ダイ(2004)は、人体あるいは生態系への枯葉剤の影響について、実地の調査、もしくは入手資料に基づいて分析したものである。また、高野・藤本(1981)もベトナム人医師による医学的調査の翻訳文を掲載している。Đỗ Thị Phương(2009)、Hữu Bắc(2009)、Trần Quốc Dũng(2009)、Trần Tuấn Cường(2008)は枯葉剤被災者、枯葉剤問題に対するベトナムの対応を具体的内容にまでは踏み込んでいないものの、まとめている。元(2007)、Palmer(2007)はベトナムの枯葉剤問題と現在に至る被害の継続性を念頭におきつつ、アメリカの化学会社を相手にベトナム側が起こした訴訟問題を主要トピックのひとつとして、個々の専門的見地から論じたものである。ミー・ドアン・タカサキ(2005)、Young(2009)は枯葉剤使用の歴史的背景、使用散布量、被害の状況などについて幅広く包括的にまとめている。寺本(2007)は、被災者扶助制度の内容については詳しく分析していないものの、ベトナム北部紅河デルタ(タイビン省、ハーナム省)におけるフィールド調査に基づき、枯葉剤被災者の生活実態を考察している。大石(1992)、轡田(1986)、中村(1995; 2005)、西村(2009)、Griffiths(2005)、Thông Tấn Xã Việt Nam(2006)は、ジャーナリスト的観点から、被災者の状況を映像の力を用いつつ読者に伝えている。

筆者はこれまでの先行文献に敬意を表する。しかし、これらの先行文献ではベトナムにおける対枯葉剤被災者扶助制度の具体的な内容とその変容についての追跡調査、分析が十分なされていないといえない。また、枯葉剤被災者が実

際にどのように生活を営み、被災者の生活を取り巻く各主体がそれぞれどのような役割を担っているのか^(注6)、先に言及した扶助制度がかれらの生活においてどのような役割を担っているのか、について未だ明らかにされていない。本稿執筆の目的は、上記の諸点について、現地調査と現地資料に基づいて実証的に明らかにすることにある。

本稿の構成は以下の通りである。Ⅰ節で枯葉剤散布の歴史的背景について整理した後、Ⅱ節で対枯葉剤被災者扶助政策の内容と変容を扶助制度が記された公式文書の分析に基づいて明らかにする^(注7)。続くⅢ節でベトナム中部クアンチ省カムロ県A社^(注8)(社は農村部における行政の末端単位。行政村に相当)で行った枯葉剤被災者の「生計」に関するフィールド調査に基づいて、被災者の生活実態、かれらの生活におけるベトナムの枯葉剤被災者扶助制度の機能と役割について考える。むすびでは以上の考察を基に、今後の課題を導出することにした。

Ⅰ 歴史的背景

1959年、現在のベトナム社会主義共和国の前身であるベトナム民主共和国(以下、北ベトナム)は、北部から南部へ戦闘人員や軍事物資を運ぶため、ベトナムの中部北方地域に位置するゲアン省、クアンチ省からホーチミン・ルートの建設を開始した。翌年には南ベトナム解放民族戦線が、ベトナム南部東方地域に位置しカンボジアとの国境に隣接するタイニン省で結成される。このように、ベトナム共和国(以下、南ベトナム)内で活動する解放勢力の力が強まり、その動きが一層活発化する中で、南ベトナム政

府、アメリカ軍は解放勢力の平定に力を入れることを迫られた。解放勢力を平定するためには、解放勢力や戦闘員・物資の輸送ルートが潜むジャングルやマングローブを取り除く必要があった。そうした背景の下、アメリカはベトナムにおける枯葉剤の使用準備を急ぐことになる。1961年8月10日に試験的散布がベトナムの中部高原地域で実施され^(注9)、同年11月30日にはジョン・F・ケネディ・アメリカ大統領が南ベトナムの戦場における枯葉剤の使用を許可する[レ・カオ・ダイ2004,16-17]。以降、1971年2月までの約10年にわたって南ベトナム領土内におけるアメリカ軍の枯葉剤散布は続けられた(表1, 図1)^(注10)。アメリカは国内科学者の人道的見地に基づく枯葉剤使用反対の声の高まりなどを受け、1971年2月に同剤の使用を中止する。しかしながら、アメリカ軍の撤退後も南ベトナム政府軍は1975年の同政権崩壊まで枯葉剤を用い続けた[レ・カオ・ダイ2004,16-17; 元2007,4]^(注11)。筆者がフィールドでの調査を実施したクアンチ省は、ベトナム戦争時に南北を分けた北緯17度線のすぐ南という最前線に位置し、北ベトナムから南部へ戦闘人員・物資を送る際に用いるホーチミン・ルートが同省から建設されていたために、枯葉剤が大量に散布されることになった。

枯葉剤のおもな散布目的をまとめると、ひとつにはジャングルやマングローブに潜みながらのゲリラ戦を得意とする解放勢力の行動を可視化し、その拠点を丸裸にすること、2つめには解放勢力の持続的な戦闘を支える人員・物資の補給ルートを可視化した確な攻撃を可能とし、さらにかれらの食糧源を潰すことにあった。枯葉剤は容量208リットルのドラム缶に入れられ

表1 枯葉剤散布地域と散布地域居住人口

名 称	面積 (km ²)		人口 (人)	
	総面積	散布地域面積	総人口	散布地域居住人口 (推定)
ホーチミン	2,029	530	3,419,978	72,000
※ クアンビン, クアンチ, トゥアティエンフエ	18,340	3,678	1,901,713	146,000
クアンナム, ダナン	11,989	2,639	1,529,520	103,000
※ クアングアイ, ビンディン	11,900	2,049	2,095,354	179,000
ザーライ, コントゥム	25,536	3,301	595,906	42,000
ダックラック	19,800	727	490,918	62,000
※ フーイエン, カインホア	9,804	1,638	188,637	94,000
ラムドン	9,933	720	396,637	52,000
※ ニントゥアン, ビントゥアン	11,374	1,918	938,255	88,000
※ ビンズオン, ビンフウォック	9,899	4,217	659,093	152,000
タイニン	4,030	1,480	684,006	97,000
ドンナイ	7,578	3,773	1,304,799	300,000
ロンアン	4,355	582	957,264	91,000
ティエンザン	2,377	158	1,264,498	49,000
ベンチュ	2,255	444	1,041,838	189,000
ドンタップ	3,393	100	1,182,787	25,000
アンザン	3,493	11	1,532,262	3,000
キエンザン	6,358	298	994,673	35,000
※ カントー, ソクチャン	6,126	270	2,232,891	57,000
※ ヴィンロン, チャーヴィン	3,854	306	1,504,215	10,000
※ バクリユウ, カマウ	7,697	1,126	1,219,595	104,000
バリアヴンタウ	249	36	91,610	9,000

(出所) 2010年12月6日のホーチミン市枯葉剤 / ダイオキシン被災者の会におけるインタビュー時に入手した資料に基づき筆者作成。

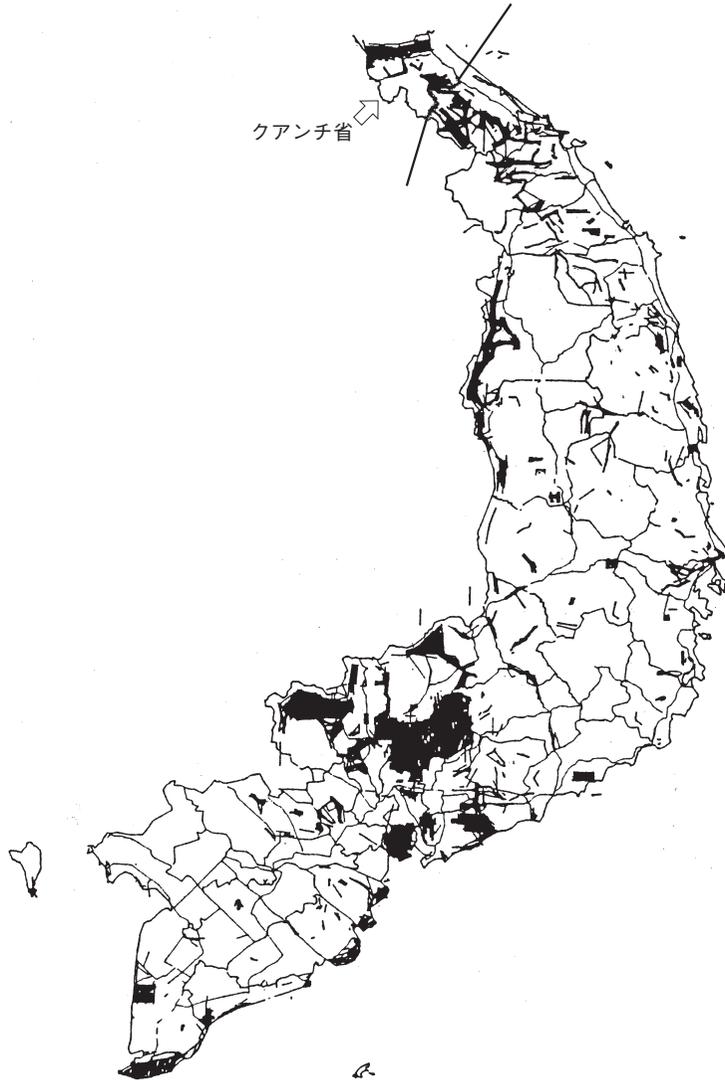
(注) 原資料に旧名で記されている際(※の地方)には、その後にかっこ付きで記された現在の地名を記している。

ており、種類ごとに識別するため、ドラム缶にはピンク、グリーン、パープル、オレンジ、ホワイト、ブルーの色が帯状に塗られていた^(註12)。使用された枯葉剤の64パーセントはオレンジの帯が塗られたオレンジ剤であり、推定で少なくとも4926万8937リットルが用いられた [ミー・ドアン・タカサキ 2005, 207]。同剤の主成分のひとつである2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸には高い発がん性、催奇形性を有するダイオキシンが含まれていた [中村 2005, 5-6]^(註13)。枯葉剤

被災者に対する影響は多様であり、筆者がこれまで会った被災者には、肢体の奇形、発育不全、無眼球症、水頭症など、さまざまな症状がみられた^(註14)。

2004年1月に、同剤を製造したアメリカの化学会社を相手取り、ベトナムの被災者の利益を代表する政治社会組織である「ベトナム枯葉剤 / ダイオキシン被災者の会 (Hội Nạn Nhân Chất Độc Da Cam / Dioxin Việt Nam, Vietnam Association of Victims of Agent Orange/Dioxin:

図1 旧南ベトナムにおける枯葉剤散布地域



(出所) レ・カオ・ダイ (2004, 38) より転載。
(注) 黒く塗りつぶされた部分が枯葉剤の散布地域。

VAVA) と代表的被災者が被害への補償を求めて民事訴訟を起こした。ベトナム側は2005年3月10日に申し立てが棄却された後も粘り強く訴訟への取り組みを続けたが、具体的な成果は得られていない^(注15)。しかしながら、枯葉剤被災者の問題はベトナム国内ばかりでなく、国際的

にも関心を集める問題であり続けている。

II 枯葉剤被災者扶助制度の内容とその変容

本節ではベトナム政府による枯葉剤被災者扶

助制度の内容とその変容についてみることにしたい^(注16)。

ベトナム政府が枯葉剤被災者の扶助に向けて公式に動きだしたのは、「ベトナム戦争においてアメリカが使用した枯葉剤により被害を受けた被災者の調査、確定に関する首相決定74」^(注17)が1998年4月3日に出されたのが最初である。扶助制度の策定に向けて、同決定では調査項目として①被災者数、②子どもの障害状況、③被災者の健康・疾病・労働能力の状況、④被災者家族の収入・生活状況、⑤国家・共同体による支援・解決策、の5つが挙げられていた。ベトナムで枯葉剤被災者に対する具体的な扶助政策が打ち出されるのは、同調査の結果に依拠して「ベトナム戦争においてアメリカによって使用された枯葉剤に汚染された反侵略戦争参加者とその子どもに対する制度についての首相決定26」^(注18)(2000年1月1日にさかのぼって発効。以下、首相決定26)が2000年2月23日に出された際のことである。枯葉剤の散布を実施したアメリカとは、1995年8月に外交関係を樹立し、2000年7月には通商協定を締結しており、アメリカとの間で過去から継続する問題の克服に対する気運の高まりが、背景のひとつにあったと考えられる。

続いて2004年7月5日に「ベトナム戦争でアメリカによって使用された枯葉剤への被災により被害を受けた抵抗戦争参加者とその子どもに対する制度についての首相決定120」^(注19)(官報掲載日含めて15日後に発効。以下、首相決定120)が、首相決定26に代わるものとして出される。

そして2005年6月29日には、第7期国会常務委員会において「革命功労者優遇法令」^(注20)が可決(2005年10月1日発効)され、枯葉剤被災

者扶助政策は同法令に盛り込まれることになった。同法は2007年6月21日に第11期国会常務委員会により修正・補充(2007年10月1日発効)され、本稿執筆時点に至っている^(注21)。

後にも言及するが、ここでひとつの重要なポイントは、革命功労者優遇法令の前法に当たる「革命活動者、烈士、烈士家族、傷兵、病兵、抵抗戦争活動者、革命支援功労者優遇法令」(1994年8月29日可決、1995年1月1日発効)^(注22)では枯葉剤被災者は対象とされておらず、当初首相決定に基づいて枯葉剤被災者扶助制度が定められていたものが、2005年6月に国会常務委員会で革命功労者優遇法令が可決、制定されて以降、通常国会で可決される法律に次ぐ効力を有する法令の対象に引き上げられたことにある。また、革命功労者優遇法令において枯葉剤被災者扶助制度が定められることは、枯葉剤被災者の地位が傷兵、病兵その他の革命功労者と類似のカテゴリーにまで正式に引き上げられたことを意味する。

それでは以下、扶助制度の対象と同制度の内容とその変容について、それぞれ検討していきたい。

1. 制度の対象

本項では、ベトナム政府による枯葉剤被災者扶助制度の対象について、先に述べた首相決定26、首相決定120、革命功労者優遇法令^(注23)における該当文言に基づいて検討する。

まず首相決定・法令レベルにおける当該規定のおもな内容とその変容についてみていきたい(表2)。首相決定26によりその原型が示されているが、第1条1項で直接被災者、第1条2項で間接被災者について定められている。前者の

表2 枯葉剤被災者扶助制度の対象と条件

名称	受給の対象と条件
首相決定26	<p>第1条1項：1961年8月から1975年4月30日までの間、ベトナム戦争においてアメリカ軍が化学毒物（枯葉剤）を使用した地域において工作、戦闘、戦闘服務に参加した革命武装勢力幹部、戦士、党民政幹部、青年先鋒隊隊員で、傷兵・病兵あるいは傷兵と同様の政策の扶助金を受給していない以下の条件に合致する者。(a) 化学毒物（枯葉剤）への被災により回復困難な危険な病気に罹り、労働能力が残っていない、(b) 化学毒物（枯葉剤）への被災により、回復困難な危険な病気に罹り、労働能力をもたないが、自力で生活できる。</p> <p>第1条2項：1条1項に定めた対象の子どものうち、以下の状況下にある者。(a) 重度の奇形、障害により、労働力をもたない、自力で生活できない、(b) 重度の奇形、障害により、労働力をもたないが自力で生活できる。</p>
首相決定120	<p>第1条1項：1961年8月から1975年4月30日までの間、ベトナム戦争においてアメリカ軍が化学毒物（枯葉剤）を使用した地域において工作、戦闘、戦闘服務に参加した幹部、人民武装勢力戦士、党民政幹部、青年先鋒隊隊員で、病兵扶助金あるいは労働力喪失扶助金を受給しておらず、化学毒物（枯葉剤）の影響で奇形、障害をもつ子どもが出生したかもしくは不妊で以下の条件に合致する者。(a) 化学毒物（枯葉剤）への被災により回復困難な危険な病気に罹り、労働能力が残っていない、(b) 化学毒物（枯葉剤）への被災により、回復困難な危険な病気に罹り、労働能力が減退した。</p> <p>第1条2項：1条1項において定めた対象の子ども、病兵の子ども、化学毒物（枯葉剤）への被災により労働能力を喪失した労働者・職員の子どものうち、以下の条件に合致する者。(a) 重度の奇形、障害により、労働能力がなく自力で生活できない、(b) 重度の奇形、障害により、労働力をもたないが自力で生活できる。</p>
革命功労者優遇法令	<p>第26条1項：化学毒物（枯葉剤）に被災した抵抗戦争活動者とは、アメリカ軍が化学毒物（枯葉剤）を使用した地域において工作、戦闘、戦闘服務に参加したことが管轄を有する機関によって公認され、化学毒物（枯葉剤）の影響により、病気に罹り、労働力が減退し、奇形、障害をもつ子どもが出生したかもしくは不妊の者である。</p> <p>第27条1項：化学毒物（枯葉剤）に被災した抵抗戦争活動者の子どもとは、管轄を有する機関によって公認された、化学毒物（枯葉剤）の影響により、奇形・障害をもち、生活における自立能力、労働能力が減退した者である。</p>

(出所) 各決定、法令に基づき筆者作成。

直接被災者については、まず1961年8月～1975年4月30日の間に、アメリカ軍が枯葉剤を散布した地域で工作、戦闘、戦闘服務に参加した革命武装勢力幹部、戦士、党民政幹部、青年先鋒隊隊員であること。2つには枯葉剤への被災により回復困難な危険な病気に罹り労働能力が残っていない、もしくは労働力は喪失したものの自

力で生活できる者、最後には傷兵・病兵の扶助金あるいは傷兵と同様の政策を受給していない者、という3つの条件が設定されている。後者の間接被災者については、上記対象の子どもで、重度の奇形 (đi dạng), 障害 (đi tật)^(注24)により労働力をもたず、自力で生活できないか、もしくは労働力をもたないが自力で生活できる者が、

被災者認定に向けた対象として定められている。

次に、首相決定26に代わる首相決定120ではどのような変化がみられるであろうか^(注25)。ひとつには、首相決定120では首相決定26の文言に対して第1条1項で「枯葉剤の影響で奇形、障害をもつ子どもが出生したか不妊」という条件が付け加えられた。2点目としては、重複受給回避対象者について「病兵扶助金あるいは労働力喪失扶助金を受給しておらず」と表記され、重複受給を回避する対象から傷兵が除かれた。3点目には、直接被災者については、労働能力を失ったケースだけでなく、「労働能力が減退した」者も対象に含まれるようになった。4点目には、第1条2項では「病兵の子ども、枯葉剤への被災により労働能力を喪失した労働者・職員 (công nhân viên chức)」という対象が加えられている。1点目については枯葉剤被災者の子どもが障害をもって生まれるケース、不妊のケースがよくみられることから、そうした項目が新たに加えられたものと考えられる^(注26)。2点目については、戦闘で負傷した傷兵が重複受給を回避する対象から外され、傷兵であり枯葉剤被災者であるという認定のされ方が可能となったと判断できることから、扶助対象の裾野を状況に即して広げる意味があると思われる^(注27)。3点目については、直接被災者については、労働能力を喪失するまで至っていなくとも、働く能力に何らかの影響を受けた者であれば制度を適用するとの方向性が示されたものである。4点目については、病兵の中には枯葉剤に被災したことを病因とする可能性を否定できない者もいる。また、たとえ任務についていても兵という立場ではなく、労働者・職員という立場で参加している者も存在するなかで、そう

した人たちの子どもについても条件に合致すれば扶助対象とするという判断を示したものと考えられる。

最後は革命功労者優遇法令についてである。先にも言及したが、ここで最も留意が必要なことは、同法令の制定により、首相決定に基づいて枯葉剤被災者扶助制度が定められていた段階から、国会の常務機関である国会常務委員会によって定められ、通常国会によって可決される法律に次ぐ効力をもつ法令において当該事項が記される段階に移行したことである^(注28)。2点目は、各首相決定においては服務期間が1961年8月～1975年4月30日までと定められていたが、その文言が取り除かれた。3点目は、首相決定の段階では他の政策との絡みにおいて、たとえば首相決定26では「傷兵・病兵の扶助金、あるいは傷兵と同様の政策を受給していない」、首相決定120では「病兵扶助金あるいは労働力喪失扶助金を受給していない」といった重複受給を回避するための文言が挿入されていたが、同法令ではそうした文言が取り除かれた。4点目は、首相決定120では、直接被災者については労働能力を喪失した者だけでなく、「労働力が減退した者」も制度受益対象とするとの修正がなされたが、間接被災者についてはそうではなかった。しかし、間接被災者についても同様の変更が行われたことである。1点目については繰り返しとなるが、首相決定という行政上の決定の対象とされてきた対枯葉剤被災者扶助政策が、法令の対象にまで引き上げられるに至ったことは、枯葉剤被災者の地位向上、確立という観点からも意義が大きい。2点目の服務期間については、同法令執行のために出された革命功労者優遇法令執行のための政府議定54において

表3 枯葉剤被災者扶助制度の主な内容と変容

名称	首相決定26	首相決定120	革命功労者優遇法令
(1)扶助金	○	○	○
(2)社会基礎への受け入れ	○	○	
(3)医療保険	○	○	○
(4)資金の貸し出し	○	○	○
(5)子どもの教育支援		○	○
(6)政策対象者の埋葬費支援		○	○
(7)健康・労働機能の回復ケア			○
(8)補助具の支給			○
(9)子どもの雇用創出			○
(10)土地供与，貸し出し			○
(11)水回り支援			○
(12)税の減免			○
(13)労働義務の減免			○
(14)住居改修支援			○

(出所) 各首相決定，法令に基づき筆者作成。

首相決定26，120と同様の規定が定められており，実質的な変化はない。3点目の重複した受給範囲に対する文言が取り除かれたことについては，首相決定26から首相決定120に移行する際，重複受給回避対象から傷兵が取り除かれた流れを法令のレベルにおいても定着させるものであることなどから，受給可能層を基本的には広げる方向の動きと考えられる。最後の点については，直接被災者だけでなく，間接被災者についても労働能力が減退した場合，制度受給の対象とする方向性が示されたことは，直接被災者において定めた方向性を間接被災者にも適用しようとするものであり，被災者の支援という観点から見れば，前進だと考えられる。

2. 制度の内容

次に，対枯葉剤被災者扶助制度の内容とその変容についてみる。各扶助制度が記された公文書に基づいて作成した表3に示されるように，首相決定26→首相決定120→革命功労者優遇法令と移り変わるごとに，ヴォリューム，ヴァリエーションともに拡充されている。すなわち，首相決定26によって当初定められた(1)扶助金，(2)社会基礎への受け入れ^(注29)，(3)医療保険，(4)資金貸し出し，に対して，首相決定120では(5)子どもの教育支援，(6)政策対象の埋葬費支援が付け加えられている。そして，革命功労者優遇法令になると，(2)の社会基礎への受け入れが記されていないものの，(7)健康・労働機能の回復ケア，(8)補助具の支給，(9)子どもの雇用創出，(10)土地供与・貸し出し，(11)水回り支援，(12)税の

表4 枯葉剤被災者に対する扶助金の基準支給額（月）

名称	対象	支給額（ドン）
首相決定26	< 1. 直接被災者 >	
	(a) 化学毒物（枯葉剤）への被災により回復困難な危険な病気に罹り、労働能力が残っていない。	100,000
	(b) 化学毒物（枯葉剤）への被災により、回復困難な危険な病気に罹り、労働能力が減退した。	88,000
	< 2. 間接被災者 >	
	(a) 重度の奇形、障害により、労働能力をもたない、自力で生活できない。	84,000
	(b) 重度の奇形、障害により、労働能力をもたないが自力で生活できる。	48,000
首相決定120	< 1. 直接被災者 >	
	(a) 化学毒物（枯葉剤）への被災により回復困難な危険な病気に罹り、労働能力が残っていない。	300,000
	(b) 化学毒物（枯葉剤）への被災により、回復困難な危険な病気に罹り、労働能力が減退した。	165,000
	< 2. 間接被災者 >	
	(a) 重度の奇形、障害により、労働能力がなく自力で生活できない。	170,000
	(b) 重度の奇形、障害により、労働能力はもたないが自力で生活できる。	85,000
革命功労者優遇法令	< 1. 直接被災者 > 労働能力減退の度合いに基づいて毎月扶助金を支給。	-
	< 2. 間接被災者 > 生活において自力で生活する能力の減退の度合いに基づいて毎月扶助金を支給。	-

（出所）各決定、法令に基づき筆者作成。

（注）革命功労者優遇法令には扶助金の具体的な金額が示されていない。これについては表5を参照。

減免、(13)労働義務の減免、(14)住居の改修支援、
が加えられている。

以下、扶助政策が記された公式文書における
当該部分間の相互比較を行いながら、その内容
と変容についてみていくことにしたい。

(1) 扶助金

扶助金については、表4、表5をみると、全

般的に扶助金額がかなりの速度で増加している
のがわかる。首相決定の段階、革命功労者優遇
法令の段階に分けてみると、首相決定26と首相
決定120の段階では、直接被災者については労働
能力、間接被災者については労働能力と自力
で生活できるか否かが基準とされて扶助額が定
められている。金額的には首相決定26から首相

表5 革命功労者優遇法令に基づく枯葉剤被災者に対する扶助金の基準支給額（月）

（ドン）

名称	直接被災者： 81%以上労働力喪失	直接被災者： 80%以下の労働力喪失	直接被災者： 枯葉剤に被災した傷兵，B種傷兵，病兵，労働力喪失制度受給者	間接被災者： 奇形，障害により自力での生活不可	間接被災者： 奇形，障害により自力で生活する能力が減退
政府議定32 (2007年3月2日)	785,000	495,000	495,000	470,000	238,000
政府議定07 (2008年1月21日)	942,000	594,000	594,000	564,000	318,000
政府議定105 (2008年9月16日)	1,083,000	683,000	683,000	649,000	366,000
政府議定38 (2009年4月23日)	1,137,000	717,000	717,000	685,000	385,000
政府議定35 (2010年4月6日)	1,763,000	1,277,000	1,277,000	770,000	432,000

（出所）各議定に基づき筆者作成。

（注）かっこ内は当該政府議定が出された日付。

決定120への移行により扶助額は上昇している。ここでひとつ注目されるのは、首相決定120では第1条1項(b)の条件を満たす直接被災者の受給額が第1条2項(a)の条件を満たす間接被災者の受給額よりも少なく設定されていることである。表4からわかるように直接被災者の受給額が間接被災者の受給額を下回ったのは、後にも先にもこのとき限りである。首相決定120第1条1項(b)に定められた直接被災者の症状は「労働能力が減退した」とはいえまだ労働能力が残っている状態であり、第1条2項(a)のように労働力を喪失した状況に比べれば、相対的に軽度である。こうしたことから、首相決定120においては、戦争への貢献という観点からではなく、当該者の状況・症状の軽重を基準として扶助額が定められたのだと考えられる。

革命功労者優遇法令に基づく扶助額についてはどうか。表5に示すように、それらは革命功労者優遇法令を執行に移すために出された政府議定において定められ、直接被災者で3つの基準、間接被災者で2つの基準に基づいて扶助額が決められている。具体的には、直接被災者については①81パーセント以上の労働力喪失、②80パーセント以下の労働力喪失、③枯葉剤に被災した傷兵，B種傷兵^(注30)，病兵，労働力喪失制度の受給者。間接被災者については④奇形，障害により自力で生活できない、⑤奇形，障害により自力で生活する能力が減退、という基準によって扶助額に差が設けられている。

ここでは首相決定120でみられた直接被災者扶助額と間接被災者扶助額の一部逆転現象はみられない。当該受給者の症状の軽重にかかわら

ず、直接被災者が受給する扶助額は間接被災者のそれを常に上回るかたちで設定されている。2007年の政府議定32から2010年の政府議定35における金額の推移をみても、直接被災者については①81パーセント以上労働力喪失の場合約2.25倍、②80パーセント以下の労働力喪失の場合約2.58倍、③枯葉剤に被災した傷兵、B種傷兵、病兵、労働力喪失制度受給者の場合約2.58倍であるのに対し、間接被災者については④奇形、障害により自力で生活できない場合約1.64倍、⑤奇形、障害により自力で生活する能力が減退している場合約1.82倍と、直接被災者の受給額増加率は間接被災者のそれを上回る^(注31)。こうしたことから、扶助額決定の際に戦争への貢献という観点のひとつの柱として重視されていることが理解できる。ただし、対被災者扶助額は急速に伸びつつあるものの、この現象はここ数年の事象であることに留意する必要がある。

(2) 社会基礎への受け入れ

首相決定26、首相決定120では社会的弱者の救済施設である社会基礎における枯葉剤被災者の受け入れについて定められている。

首相決定26では同3条で「身寄りがなく老弱・孤独な第1条1項に定める対象と父と母がない第1条2項が定める対象は、社会基礎における養育のための受け入れを検討される」と定めている。ここで第1章第1項に定める対象とは直接被災者、第1条2項に定める対象とは間接被災者のことである。これについて、首相決定120においては、同3条1項で定められているが、首相決定26と文言はほぼ同じである。首相決定26では「社会基礎」という用語が使用されていたのに対し、首相決定120では「社会

扶助基礎」という用語が代わりに使用されているものの、社会基礎も社会扶助基礎も同じ対象を指していると考えられる。また、現行法である革命功労者優遇法令では、この社会基礎・社会扶助基礎への受け入れについて言及していない^(注32)。

(3) 医療保険

医療保険については、首相決定26の第4条において「この決定の第1条における規定に従って扶助金を受給する対象は、もし医療保険制度を未だ享受していない場合、国の定める最低賃金の3パーセントの額で国家によって医療保険証を購入される」としている^(注33)。首相決定120で医療保険に言及した第3条2項も同様の文言である。革命功労者優遇法令では、第26条2項(b)で対枯葉剤被災者に対する制度のひとつとして、医療保険が挙げられている^(注34)。

(4) 資金の貸し出し

次に資金の貸し出しについてみる。首相決定26ではその第6条で「貧困に属し、労働力が残っている第1条1項(b)と第1条2項(b)において定められた対象は、生活改善のための生産、経営のために、雇用解決国家基金(Qũy quốc gia giải quyết việc làm), 飢餓撲滅・貧困緩和基金(Qũy xoá đói, giảm nghèo) から優先的に資金を借りることができる」とされている。首相決定120では第3条5項で資金の貸し出しについて述べられているが、文言は首相決定26と同じ内容となっている。そして、革命功労者優遇法令では「生産のために優先的に資金を借りることができる」と定められている^(注35)。

(5) 子どもの教育支援

首相決定26については、これまで(1)~(4)で述べてきた政策に言及されているのみであり、こ

こからは首相決定120、革命功労者優遇法令についてみていくことになる。

子どもの教育支援について、首相決定120の第3条3項では「給付金もしくは生活費を受給していない、国家の教育、訓練体系に属する学校で学ぶ第1条1項(a)に定めた対象の子どもである学生、大学生は、1995年4月29日付の政府議定28の第64条において、61～70パーセントの労働能力を喪失した病兵の子どもについて規定されているのと同様の教育・訓練に関する優遇制度を受けることができる」と定められている。そして、この政府議定28では学費の免除に言及している^(注36)。

次に、革命功労者優遇法令では第27条2項(c)において「学校への入学選抜、雇用の創出、教育・訓練において優先する」と述べられている^(注37)。

少なくとも文言上では、対象とされる直接被災者のうち枯葉剤への被災により回復困難な病気に罹り、労働能力が残っていない者の子どもというかたちで対象が限定されている首相決定120に対して、革命功労者優遇法令では対象が限定されておらず、より多様な層が受給可能なかたちで定められている。

(6) 政策対象者の埋葬費支援

枯葉剤被災者が死去した後の埋葬費支援について、首相決定120では「毎月の扶助金制度を受給している第1条1項(a)で定められた対象については、埋葬費制度受給カテゴリーに属さない場合、埋葬を担当した人が1995年4月29日付の政府議定28の第39条^(注38)で規定される労働力を喪失した病兵に対する埋葬扶助金と同様の扶助金を受けることができる」とされている。

革命功労者優遇法令では第26条3項で「枯葉

剤に被災した抵抗戦争活動者が死亡した際、死者の埋葬を組織した人は、扶助金、埋葬費を受給できる」と定められ、上記の毎月扶助金を受給している子どもの死去時にも、同様の制度が準備されている(第27条3項)。首相決定120ではその第1条1項(a)に該当する「枯葉剤への被災により回復困難な危険な病気に罹り、労働能力が残っていない」直接被災者のみが同制度適用の対象とされていたが、革命功労者優遇法令では適用対象が広げられ、直接被災者の子どもである間接被災者についても同様の制度の適用を受けることができるという内容に変化している^(注39)。

(7) 健康・労働機能の回復ケア

首相決定120に示された政策内容は以上(1)～(6)までとなっている。ここから(14)までの項目については革命功労者優遇法令においてのみ定められている。

「健康・労働機能の回復ケア」については、直接被災者に対する優遇制度を列挙した同法令第26条の2項(b)で「健康回復、労働機能回復のための治療と療養」として挙げられている^(注40)。

(8) 補助具の支給

補助具の支給については、直接被災者に対しては革命功労者優遇法令の第26条2項(b)で「それぞれの人の症状と国家の能力に基づいて補助具、整形具を支給する」と述べられている。また上記直接被災者の子どもである間接被災者については、第27条2項(b)で「症状に基づいて不可欠な補助具、整形具を支給する」と定められている^(注41)。

(9) 子どもの雇用創出

直接被災者の子どもに対する雇用創出については、革命功労者優遇法令の第27条2項(c)で

「学校への入学選抜、雇用の創出で優先し、教育・訓練において優先する」と定められている^(注42)。

(10) 土地供与・貸し出し

土地供与・貸し出しについては、直接被災者に対する制度について述べた革命功労者優遇法令の第26条2項(c)において「優先的に土地が供与、貸し出される」と述べられている。その子どもについては言及されていない^(注43)。

(11) 水回り支援

水回り支援については、直接被災者に対する制度について述べた革命功労者優遇法令の第26条2項(c)で挙げられた優遇事項のひとつとして述べられている^(注44)。

(12) 税の減免

税の減免については、直接被災者に対する制度について述べた革命功労者優遇法令の第26条2項(c)で挙げられた優遇事項のひとつとして、「税の免除もしくは減額」というかたちで述べられている^(注45)。

(13) 労働義務の減免

労働義務の減免については、直接被災者に対する制度について述べた革命功労者優遇法令の第26条2項(c)で挙げられた優遇事項のひとつとして「法律の規定に従った公益労働 (lao động công ích) を免除もしくは減ずる」というかたちで述べられている^(注46)。

(14) 住居改修支援

住居の改修支援については、直接被災者に対する制度について述べた革命功労者優遇法令の第26条2項(c)で挙げられた優遇事項のひとつとして「それぞれの人の背景、国家と地方の能力に基づいて家の改善を補助される」というかたちで述べられている^(注47)。

以上、対枯葉剤被災者扶助政策の内容とその変容を、おもに同政策が記された首相決定26、首相決定120、革命功労者優遇法令に依拠しつつみてきた。枯葉剤への被災の可能性のある対象については、基本的には制度受給対象に入れていく方向で、制度受給対象幅が広げられる傾向にあると考えられる。他方、第3世代以降の被災者、旧南ベトナム政府軍側^(注48)の被災者は制度の対象に含まれていないことも確認された。政策の内容については、首相決定26に盛り込まれた政策を基本として、首相決定120、革命功労者優遇法令へと依拠制度が変わるたびに内容が拡充されていることが明らかとなった。また、対枯葉剤被災者扶助政策の柱のひとつである扶助金の支給規定額は顕著に伸びていることが確認された。

Ⅲ 枯葉剤被災者の生活実態と扶助制度の機能と役割

本節では、2010年9月27日～10月6日にベトナム中部クアンチ省カムロ県A社で実施したフィールドにおける調査に基づいて枯葉剤被災者の生活実態、かれらの生活におけるベトナムの枯葉剤被災者扶助制度の機能と役割について考察する^(注49)。以下、調査地、調査方法、調査結果の順に述べていくことにしたい。

1. 調査地

クアンチ省は2010年現在の人口が60万500人(暫定値)、面積は4747.0平方キロメートルと中部北方・沿海地域において人口・面積ともに下から2番目の規模である(表1、表6)。先に述

表6 中部北方・中部沿海地域の人口・面積

名称	人口 (人)	面積 (km ²)
タインホア省	3,406,800	11,133.4
ゲアン省	2,917,400	16,490.7
ハティン省	1,228,000	6,025.6
クアンビン省	849,300	8,065.3
クアンチ省	600,500	4,747.0
トゥアティエン＝フエ省	1,090,900	5,062.6
ダナン市	926,000	1,283.4
クアンナム省	1,425,100	10,438.4
クアンガイ省	1,218,600	5,152.7
ビンディン省	1,489,700	6,039.6
フーイエン省	868,500	5,060.6
カインホア省	1,167,700	5,217.6
ニントゥアン省	570,100	3,358.0
ビントゥアン省	1,176,900	7,810.4

(出所) Thông Cục Thống Kê (2011, 55-56) に基づき筆者作成。

(注) 人口は暫定値。

べたように、ベトナム戦争時に南北を分けた北緯17度線のすぐ南という戦いの最前線に位置し、北ベトナムから南部へ戦闘人員・物資を送るためのホーチミン・ルートが同省から建設されていたことから、枯葉剤が大量に散布された。また、ケサンのアメリカ軍基地、クアンチ城をめぐる攻防など、南北ベトナム間の歴史的激戦が展開された地である。2005～2009年に筆者はベトナムの障害者の生計調査を継続して実施してきたが、調査協力者の中にはクアンチ省で戦闘に参加し、枯葉剤に被災した元兵士がかなりみられた。同省を調査地として選んだのは以上の理由による。

カムロ県の人口は4万4253人(2009年)でクアンチ省の中心地ドンハー市からラオスとの国境に向けて国道9号線を10キロメートルほど進んだところに位置する^(注50)。同県については、クアンチ省内でも枯葉剤による被害が最も大きかったとの指摘がある[ミー・ドアン・タカサ

キ 2007, 219]。また、A社の人口は約6000人で、カムロ県の中心地から省道をバイクで20分ほど走った地点に位置する^(注51)。

2. 調査方法

今回調査の対象としたのは、国から枯葉剤被災者と認定されているA社在住の人たち、枯葉剤への被災の可能性がある人たち計29人である^(注52)。手法は調査票に基づく家庭訪問面接調査である。調査票の内容については、ひとつには協力者の生年月日、家族構成、健康・障害の状況などの一般的事項、2つには枯葉剤被災に関わる事項、最後には調査対象者の暮らしと外部環境との関わりについて、の大きく分けて3つの部分から構成した。

調査の実施に際しては、A社人民委員会の担当職員1人による訪問家庭の紹介と道案内の下に、調査側は筆者と調査協力者^(注53)の2人で構成した。調査側の役割分担は、調査協力者が調

査票上の設問の問いかけ役、筆者は得られた応答を調査票に書き込むとともに観察を行い、必要事項についてメモを記すというかたちをとった。また調査票以外で確認が必要な事項が出てきた際には、役割分担に関係なく適宜確認するよう努めている。なお本調査は、当事者の意見、判断、声を最重視する立場を取っている^(注54)。また、今調査は統計学的な調査というよりも、フィールドワークに基づく事例研究のひとつとして位置づけられる^(注55)。

3. 調査結果の分析

今回調査対象とした29人の国家扶助制度の受給状況は、枯葉剤被災者扶助制度受給者14人、「社会扶助対象支援政策に関する2007年4月13日の政府議定67」（以下、政府議定67）^(注56)に基づく制度受給者10人、制度未受給者5人、という内訳となった。政府議定67とは高齢者、障害者、障害児、精神疾患者、HIV感染者、孤児扶養者、貧困者といった社会扶助対象者に対する扶助政策を定めた政府文書であり、2010年2月27日に同議定を修正、補充するための政府議定13が出され、たとえば貧困戸に属する障害者しか対象とならないとされていた障害者の制度受給の条件から「貧困戸であること」とする条件が除去されるなど、受給対象者拡大の方向で修正、補充がなされている。この政府議定67制度受給者である10人、制度未受給者の5人において、当事者もしくはその家族が枯葉剤被災者と認識している人が、前者で3人、後者で1人存在する。また、それ以外の人たちについても、無眼球症の少女、極度の肢体の奇形がみられる寝たきりの青年が含まれているなど、原因を特定できないものの、当事者もしくは家族、周囲

の者からみて障害要因が枯葉剤に関わっている、との疑いを否定できない。

また、たとえば今回調査対象とした29人の中には南ベトナム政府軍に関わりをもっていた人たちが4戸5人存在する。Ⅱ節1項で枯葉剤被災者扶助制度の適用対象規定をみたように、これらの人たちは現行制度の適用対象外となる。また、たとえ現体制に連なる北ベトナムの関係者であっても第3世代以降の世代の人たちも同様に適用対象外となる。これらの人たちは現行制度下では、一般の社会扶助対象者として、重度障害者を扶助対象に含む政府議定67制度の適用の対象として検討を受けることになる^(注57)。

本稿では、枯葉剤被災者に対する国家による扶助政策について考察することが主目的である。したがって、本項では本稿に関わる調査を実施した29人のうち、14人の同扶助政策受給者について、状況をみていくことになる^(注58)。

表7はクアンチ省カムロ県下の各社において枯葉剤被災者と認定されている人たちの分布をまとめたものである。今回調査を実施したA社は網掛けをした部分である。同社全体では直接被災者で80パーセント以下の労働力喪失者（表7②）が13人、間接被災者で自力により生活できない人（表7③）が4人、間接被災者で自力により生活する能力が減退した人（表7④）8人の計25人が枯葉剤被災者として認定されている。そして本項で考察の対象とする枯葉剤扶助制度受給者14人の内訳については、直接被災者で80パーセント以下の労働力喪失者10人、間接被災者で自力により生活できない人が3人、間接被災者のうち自力で生活する能力の減退した人が1人、となっている^(注59)。

検討項目は、(1)生年・世代・性別、(2)職業、

表7 クアンチ省カムロ県下の各社（行政村）における枯葉剤被災者扶助制度受給者数（人）

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	合計
①枯葉剤被災者（抵抗戦争参加者, 重度）					2			1	1	4
②枯葉剤被災者（抵抗戦争参加者, 軽度）	13 (18.31%)	1	2	15	14	10	11	3	2	71
③枯葉剤被災者（抵抗戦争参加者の子ども, 重度）	4 (16%)		1	6	1	5	3	4	1	25
④枯葉剤被災者（抵抗戦争参加者の子ども, 軽度）	8 (24.24%)			3	10	1	6	5		33
戦争関連扶助政策対象者総数	196 (17.28%)	76	33	321	168	91	99	107	43	1134

（出所）2010年10月6日に行ったクアンチ省カムロ県人民委員会労働・傷病兵・社会問題室におけるインタビューメモに基づき筆者作成。

（注）直接被災者（抵抗戦争参加者）における重度は81%以上労働力喪失、軽度は80%以下の労働力喪失を指すと考えられる。間接被災者（抵抗戦争参加者の子ども）については、重度は自力での生活不可、軽度は自力で生活する力が減退している状況を指すと考えられる。かつこ内はA社の該当者のカムロ県の総数に占める割合。

(3)障害要因, (4)障害の状況・症状, (5)制度受給開始の時期, (6)手続きの問題, (7)制度の受給状況, (8)経済的側面, (9)制度に対する評価と認識, (10)各主体の役割, の以上10項目である。以下, それでは順を追って見ていくことにしたい。

(1) 生年・世代・性別

枯葉剤被災者扶助制度受給者の生年分布は表8の通りである^(注60)。性別構成は男性7人, 女性7人である。生年分布については, 直接被災者（第1世代）は1935～1955年の範囲に集中し, なかでも1951～1955年の範囲が最多の6人となっている。具体的には最年長で1939年生まれ, 最年少で1955年生まれである。これらの人々のベトナム戦争終了時の年齢幅は19～35歳となる^(注61)。

その子ども世代に当たる間接被災者（第2世

表8 枯葉剤被災者扶助制度受給者の生年分布

年代（年）	人数（人）
1935～1940	2
1941～1945	1
1946～1950	1
1951～1955	6
1956～1960	0
1961～1965	0
1966～1970	0
1971～1975	0
1976～1980	0
1981～1985	◇1
1986～1990	◇1
1991～1995	◇2

（出所）調査結果に基づき筆者作成。

（注）◇は間接被災者。

代の生年分布は1981～1995年の範囲に集まっている。具体的には最年長で1985年生まれ, 最

年少で1995年生まれである。枯葉剤の被害の長期的な影響を物語るのがこうした人たちの存在である。このうち3人は先に言及した直接被災者の子どもである。今回の調査対象者中の第2世代の人には子どもをもつ人はいなかったが、ベトナムでは枯葉剤の第3世代以降への影響も懸念されている^(注62)。

(2) 職業

職業については表9のような分布になった。無職7人、農業5人、社の診療所職員1人、学生1人という内訳である。無職と応答した7人のうち3人と上記学生1人は、間接被災者である。

まず直接被災者については、調査対象とした10人のうち、調査時点において最も若い人で55歳と高齢である。そのため、今回の調査時には無職であったものの、社の元幹部が3人含まれており、内訳は元公安の獄舎職員^(注63)、社の元人民委員会委員長、元教員となっている。職業は農業と答えたすべての人が直接被災者であり、稲作、胡椒栽培、ゴム栽培、養鶏などに従事していた。また農業と応答した人の中にも、社の元ベトナム祖国戦線幹部1人がいる^(注64)。社の診療所で働く現役の女性補助医師 (y sy) 1人も含まれる。

間接被災者については無職3人、学生1人となった。無職のうち10代半ばの女性1人は寝たきりである。他2人はA社のリハビリセンターに通っている。25歳になるLさんはインタビューのために自宅を訪問する前に偶然同センターでも会ったが、器具を用いたりハビリに積極的に取り組んでいた。上記の学生1人は言語機能に障害をもつ10代後半の男性であり、将来、公安で働く希望をもって、勉学に励んでいる。

表9 枯葉剤被災者扶助制度受給者の職業

職種	人数 (人)
無職	7 (元幹部・教員3)
農業	5
診療所	1
学生	1

(出所) 調査結果に基づき筆者作成。

(3) 障害要因

障害の要因については、戦争参加による枯葉剤への被災(直接被災者)10人、生来(間接被災者)4人となった。すでに述べたように、後者には前者の子ども3人が含まれる。直接被災者の従軍地は1人を除いて地元クアンチ省内であり、このうち少なくとも6人はカムロ県内となっている。彼らは現在生活している土地で戦争に参加し、枯葉剤に直接被災したのである。2005～2009年にタイビン省、ハーナム省、ティンホア省といった旧北ベトナム地域で障害者の調査を実施した際に筆者がインタビューを行った枯葉剤直接被災者の人たちは、故郷を離れて南ベトナムの地(クアンチ省、タイニン省など)に赴任して戦闘に参加、枯葉剤に被災した人たちであった^(注65)。今回の調査対象者の中には現在住んでいるその場所で父親を殺害された人もいる^(注66)。南ベトナム地域は生身の人と人が直接殺しあう陸上戦の現場であったという点で、北爆の対象であった北ベトナム地域と異なっている。

(4) 障害の状況・症状

今回の枯葉剤被災者扶助制度受給者における障害の状況・症状は、重度から軽度まで、状況・症状は多様である。具体的には、肢体8人、視覚7人、聴覚7人、言語4人、精神・神経7人、知的2人、心臓疾患1人、慢性的頭痛2人、

不妊1人、となっている。そして、対象者のうち11人が障害を複数抱えている。今回の調査対象者についてだけみれば、直接被災者よりも間接被災者に重度の状況・症状が多くみられた。たとえば、10代半ばの女性で間接被災者のHさんは寝たきりの状態が続き、肢体、視覚、言語など複数の障害を抱えていた。ちょうどHさんの食事時に居合わせたのが、食事も一人では困難であり、寝そべった状態で後ろから母親に体を起こしてもらい、母親に体を預けた姿勢でパンと牛乳を少しずつ口に入れてもらっていた^(注67)。

(5) 制度受給開始の時期

枯葉剤被災者扶助制度の受給開始時期は表10のようになっている。対象者のなかで最も早く受給した人で2002年、最も遅い人で2009年である。そして2008～2009年に受給を開始した人が8人と圧倒的に多い。大半の人が受給開始後2～3年しかたっていないことになる。たとえ制度の内容が充実していたとしても、受給期間が短ければ効果は限定的とならざるをえない。枯葉剤被災者は2005年から革命功労者の列に加えられてはいるが、受給期間という点にも留意しつつ個々のケースについて考える必要がある。

(6) 手続きの問題

枯葉剤被災者扶助制度の受給希望者は、通常自身が居住する社の人民委員会を窓口として手続きを行う。この手続きに関しては、①手続き上の困難の有無、②受給申請書類作成時の困難の有無と作成費用、③症状評価のための診断と診断費用について尋ねた。

①手続き上の困難の有無については14人全員が「なし」との応答であった。②受給申請書類の作成についても特に問題はなく、費用はかからなかったということであった。③症状評価の

表10 枯葉剤被災者扶助制度の受給開始時期

開始時期（年）	人数（人）
2000～2001	0
2002～2003	2
2004～2005	2
2006～2007	2
2008～2009	8
2010～2011	0

（出所）調査結果に基づき筆者作成。

ための診断と診断費用については、認定に必要な症状評価のための診断を受けたという人が14人中13人であり、1人が状況、症状が明らかに重度であり、一目見ればすぐ分かるという理由で受診していないとの応答であった^(注68)。診断を受診した13人については、クアンチ省総合病院で受診した人が7人、カムロ県病院で受診した人が6人という内訳であり、すべて無料で実施された。手続きをするに際し、父、母、あるいは子どもに頼んだ人が少なくとも4人含まれており、本人だけでは対応が困難な状況において、家族が問題を解決する役割を果たしていることも確認された。

(7) 制度の受給状況

次に、制度の受給状況についてみる。ここでは、①制度に対する認識の有無、②扶助金の受給状況、③医療保険の受給状況、④資金の貸し出し支援の受給状況、⑤教育分野における支援の受給状況、⑥補助具支援の受給状況、⑦子どもに対する支援の受給状況、の7点についてみていくことにしたい。

まず①制度に対する認識については、枯葉剤被災者扶助制度として認識している人が2人、革命功労者優遇制度に基づき扶助を受給していると認識している人が2人、残る10人は「知らない」との応答であった。どの制度に拠るもの

表11 枯葉剤被災者扶助制度受給者の扶助金受給額（月）

受給額分布（ドン）	人数（人）
10,000～200,000	0
210,000～400,000	0
410,000～600,000	1
610,000～800,000	2
810,000～1,000,000	1
1,010,000～1,200,000	8
1,210,000～1,400,000	2

（出所）調査結果に基づき筆者作成。

であれ、もし扶助が得られるならばそれで構わないというのが率直な心情だと考えられる。

②扶助金の受給状況については表11のようになっている。枯葉剤被災者に認定された人全員が毎月扶助金を受給している。直接被災者10人の受給額は101万～140万ドン、間接被災者4人の受給額は41万～100万ドンの範囲に入り、大きく2つに分かれている。

③医療保険については14人全員が所持している。このうち2人はどの制度に基づいて医療保険を受給しているのかを認識していなかった。また、医療保険を所持していても通院しない人もいる。その背景としては、ベトナムの農村部では薬草に対する知識も豊富であり、自宅の庭でもよく栽培していること^(注69)、また軽度とみれば医者にかかるよりも薬を買いに行くという判断も自然になされる傾向があることなどが挙げられる。したがって、医療保険の効果、意義の十全な浸透については、まだ少し時間を要すると考えられる。

④資金貸し出し支援の受給状況に関連しては、資金の借入れを行っている人が4人、行っていない人が10人であった。しかし、資金を借りている4人はどの制度に依拠して借入れを

行っているのか明確に認識していなかった。この4人は3つの家族に分布しており、1戸は「社会政策銀行」（金利0.35パーセント/月）、「農業・農村開発銀行」（金利1.1パーセント/月）、社の信用金庫（金利1.1パーセント/月）、隣近所（金利2パーセント/月）から借り入れている。残る2戸はそれぞれ「社会政策銀行」（金利0.6パーセント/月）、「慈善組織^(注70)」（無利息）から資金を借りたとのことであった。「社会政策銀行」は2002年10月4日の首相決定により、当時の「貧困者銀行（Ngân hàng phục vụ người nghèo）」（1995年9月1日に国家銀行総裁が設立を決定）を基にして、貧困者や社会扶助対象者を支援する目的で設立された銀行である。組織の目的や金利も低いことから、上記家族の「社会政策銀行」からの借入れは、枯葉剤被災者扶助制度に依拠したものである可能性がある。

⑤教育分野における支援の受給状況については、学費を50パーセント免除されている高校生1人、正規の学校ではないものの、社のリハビリセンターにおける教育訓練の機会を得ている人が2人いた。いずれも間接被災者（第2世代）の人たちである。直接被災者自身が支援受給者に含まれていないのは、通学時年齢と枯葉剤被災時あるいは被災公認時の間に年齢的なズレが存在するためだと考えられる。

⑥補助具の受給状況については、デンマークのNGO、ベトナムの政治社会組織のひとつである退役兵士の会から車いすの寄贈を受けているケースを確認しえたのみである。

⑦子どもに対する支援の受給状況については、調査対象とした14人のうち9人が実子をもつ^(注71)。そのうち5人の子どもが枯葉剤被災者として認定されており、うち3人は今回の調査

対象者に含まれている。これらの人たちは扶助金、医療保険、職業教育の機会などで支援を受けている。

これまで制度の受給状況についてみてきたが、以上のことから、他の事項に比較して扶助金、医療保険の2つが突出して普及していることが読み取れる^(注72)。

(8) 経済的側面

経済面については、枯葉剤被災者扶助制度受給者の1人当たり収入と当該家族の収入という2つのレベルについてみる。なお、ここではこの地での自身の生活について最も熟知しているのは当事者であるとの判断に基づき、上記2つのレベルそれぞれについて、調査対象者に平均的生活に必要な1カ月当たり収入額を尋ね、ひとつの基準として用いる。なお、農業については家族労働としての性質をもち、被災者の労働力には制限が伴うため、家族収入の分析の際に組み込むことにする。

まず枯葉剤被災者扶助制度受給者の1人当たり収入についてみることにしたい。全体の収入の構成要素は、枯葉剤被災者扶助制度に基づく扶助金、年金、給与、傷兵扶助金、となっている。このうち、収入源が枯葉剤被災者扶助制度に基づく扶助金のみであるケースが9人ある^(注73)。

1人当たり月収額の分布(表12)については、101万～150万ドンのレンジが最多の6人となった。いずれも枯葉剤直接被災者で、扶助金以外に収入要素をもたない人たちである。301万～350万ドンの1人、401万～450万ドンの2人については、枯葉剤被災者扶助制度に基づく扶助金だけでなく、年金、給与などの別収入をもつ

表12 枯葉剤被災者扶助制度受給者1人当たり収入の分布(月)

分布範囲(ドン)	人数(人)
1～50万	1
51～100万	3
101～150万	6
151～200万	1
201～250万	0
251～300万	0
301～350万	1
351～400万	0
401～450万	2
451～500万	0

(出所) 調査結果に基づき筆者作成。

(注) 1人当たり平均月収額は約169万5214ドン。

ている。全対象者の1人当たり平均月収額は169万5214ドンとなっている^(注74)。

1人当たりの平均的生活に必要な金額と実際の収入を比べてみると、不足するケース9人、余剰が出るケース3人となった。残る2人は「平均的生活に必要な金額がいくらかわからない」というケースである。全体をみると、大半の人について平均的生活に必要なだと自身が考える金額に収入が達していない。余剰が出る3人のうち2人は、複数の収入源をもつ人で、1人は枯葉剤被災者扶助制度のほか、年金(元社祖国戦線幹部)、傷兵扶助金を得ており、もう1人は枯葉剤被災者扶助制度のほかに給与(社の診療所勤務^(注75))を得ている。残る1人は、平均的生活に必要な1カ月当たりの金額を応答者中最も低い100万ドンとした人であった^(注76)。以上のことは、枯葉剤被災者扶助制度に基づいて受給する扶助金だけでは、当事者が考える平均的生活を営むために必ずしも十分といえないことを示していると考えられる。

とはいえ、枯葉剤被災者扶助制度に基づいて

表13 枯葉剤被災者扶助制度扶助金 / 1人当たり収入 (月)

範囲 (%)	人数 (人)
0~10	0
11~20	0
21~30	2
31~40	1
41~50	0
51~60	1
61~70	0
71~80	0
81~90	0
91~100	10

(出所) 調査結果に基づき筆者作成。

支給される扶助金が1人当たり収入額に占める比率についてみると(表13)、50パーセント以下のケースが3人、51パーセント以上のケースは11人(なかでも91~100パーセントの範囲に9人)であり、枯葉剤被災者扶助制度受給者の経済生活にとって、同制度に基づいて支給される扶助金は大きな比重を占めていると考えられる。

次に、枯葉剤被災者扶助制度受給者の家族レベル収入についてみてみたい。全体の収入源の構成要素は、先にみた枯葉剤被災者扶助制度受給者本人の収入源に加え、当該家族構成員の給与、年金、枯葉剤被災者扶助制度に基づく扶助金、農業^(注77)、である。農業を営んでいないケースは2戸だけであり、組み合わせはさまざまであるが、大半の家庭で稲作、胡椒、バナナ、ミット^(注78)、茶、ゴムの木の栽培、養鶏、養豚、養牛に取り組んでいる。ちなみに金銭以外の別の物差しでみるため、1カ月当たりのコメの充足度について尋ねたところ、いずれも「十分足りている」との応答を得た。

枯葉剤被災者扶助制度受給者家族当たり月収入額の分布についてみると(表14)、201万~250

表14 枯葉剤被災者扶助制度受給者家族当たり収入の分布 (月)

分布範囲 (ドン)	戸数
1~50万	0
51~100万	0
101~150万	1
151~200万	0
201~250万	4
251~300万	0
301~350万	2
351~400万	0
401~450万	1
451~500万	0
501~550万	0
551~600万	0
601~650万	1
651~700万	1

(出所) 調査結果に基づき筆者作成。

(注) 家族当たり平均月収入は372万7560~373万4702ドン。

万ドンのレンジが最も多く、4戸(6人)となっている^(注79)。このうち1戸を除き、扶助金の受給以外に胡椒栽培、ゴム栽培、稲作などを営んでいる。601万ドンを超える2戸(3人)の収入構成要素は、扶助金の受給以外に、年金、子ども夫妻の給与、胡椒栽培、稲作、家畜飼育(豚、牛、鶏)と、幅の広い収入源を有している。対象家族の平均月収入額は372万7560~373万4702ドンである。

家族収入に占める枯葉剤被災者扶助金の占める割合については(表15)、50パーセント以下が5戸(7人)、51パーセント以上が5戸(7人)となった。しかし、50パーセント以下についても21~50パーセントの範囲に集まっていることから考えて、枯葉剤被災者制度扶助金の家族収入に占めるプレゼンスは決して低いとはいえないレベルにあると考えられる。

最後に、家族当たりの平均的生活に必要な金

表15 枯葉剤被災者扶助制度扶助金 / 家族当たり
収入 (月)

範囲 (%)	戸数
0～10	0
11～20	0
21～30	2
31～40	1
41～50	2
51～60	1
61～70	1
71～80	0
81～90	1
91～100	2

(出所) 調査結果に基づき筆者作成。

額と比べてみると、不足しているケースが7戸(11人)、余剰が出るケースは2戸(2人)、判断不可能のケース1戸(1人)となった^(注80)。1人当たり月收入と同様に、家族の平均的生活に必要なだと当該家族が考える収入額に実収入が満たないケースが多数を占める結果となった。

これまで枯葉剤被災者扶助制度受給者の1人当たり月収と当該家族の月収についてみてきた。いずれのレベルにおいても、それぞれのレベルで当事者が平均的生活に必要なだと考える収入額に実収入が満たないケースの方が多く確認された。このことから、自身が頭に描く平均的生活よりも低いレベルで暮らす枯葉剤被災者扶助制度受給者と家族が多いことがわかる。他方、1人当たり収入だけでなく、家族当たり収入をみても、枯葉剤被災者扶助金のプレゼンスは小さいとはいえないことがわかった。調査期間中、雨が続き、育った稲が収穫前に水没してしまっていた。天候などに左右される農業に依拠した生活を営むこうした地域においては、安定的に供給される枯葉剤被災者扶助金の役割と機能の重要性は、さらに無視できないと考えられる。

(9) 制度に対する評価と認識

次に、国の枯葉剤被災者扶助制度について、制度受給者が同制度をどのように評価、認識しているかについてみてみたい。ここでは、①「枯葉剤被災者扶助制度の効用をどう評価しているか」、②「以前と比べて同制度はどのように変わったか」、③「同扶助政策において最も重要な分野についてどう考えているか」、についてみていくことにしたい。

①「同扶助制度の効用をどう評価しているか」については、「少し助けとなる」4人、「普通に助けとなる」3人、「大きな助けとなる」6人、ノーコメント1人という内訳となった。1人を除き、プラス評価をしていることになる。その理由については、扶助金など直接的に経済的側面に言及するケース、生活に対する影響について言及するケースに分かれる。前者に該当するのは3ケースで、「扶助金をもらえる」、「扶助額が増加した」というかたちでの応答であった。後者に該当するのは10ケースで「生活を保つには不十分であるが、一部を助けている」というものから、「生活を保つことができる」という評価まで幅があった。経済的側面に直接言及するにせよ、生活への影響について述べるにせよ、制度受給者の念頭には、毎月支給される扶助金の効用に対する認識が存在している。

次に、②「以前と比較して同制度はどのように変わったか」については、8人が「少しよくなった」、3人が「よくなった」、3人が「かなりよくなった」と評価している。

先にみたように、受給開始時期が2008～2009年と、まだ受給開始後間もない人が半数を超えることに留意する必要がある。しかし、すべて

の人が枯葉剤被災者扶助制度はプラス方向に変化していると判断している。そう判断する理由については、「扶助額の増加」を挙げた人が8人、「生活を助けている」とした人が1人、「(助けとなっているが)未だ十分でない」とする人が4人、「理由を問われても困る」という人が1人となっている。半分以上の人は扶助額が増加傾向にあることを判断の軸としていることは、先の①の検討結果と軌を一にするものとして注目される。

最後に、同扶助政策の最も重要な分野について当事者がどう考えているかをみる(結果的に複数回答となった)。これについては、「経済」11人、「医療」5人、「教育」2人、「質問が漠然しており答えられない」1人、という結果となった。これをみると、上記①、②の検討結果と同様に経済を重視する人たちが多数を占めている。その理由については「経済が生活を決定するから」、「経済がすべてを決定するから」、「経済が最も重要だから」、「経済は生活を保つ基本だから」、「経済が生活の基盤を決定するから」、「経済力があって初めて治療ができるから」など、経済的条件が満たされて初めて生活に関わるその他のことが成り立つという、経済決定論的な見方が多数を占めた^(注81)。

以上、ベトナム政府の枯葉剤被災者扶助制度に対する、扶助制度受給者側の評価と認識についてみてきた。これまでの検討から、扶助制度受給者が被災者扶助政策において、経済的側面、特に扶助金制度を重視し、評価していることがわかる。毎月支給される扶助金の存在は、制度受給者が同制度を肯定的に評価する際の重要なポイントになっていると考えられる。

(10) 各主体の役割

次に、枯葉剤被災者を取り巻く各主体が被災者扶助制度受給者の生活におけるどの側面で積極的な役割を果たしているのかについて、当事者がどのように認識しているかをみる。ここでは、①国(具体的には政府による枯葉剤被災者扶助制度)の役割、②家族(gia đình)の役割、③親類(họ hàng)の役割、④隣近所に住む人(hàng xóm)の役割、⑤友人(bạn)の役割、の5つの主体についてみることにしたい(いずれも複数回答)。ここで家族というのは端的には家計を共にする同居家族のことであり、社会における最小単位を形成する。親類は血縁関係にあり、先述した家族と重ならない対象、隣近所に住む人たちは近くに住む人、友人は住む場所に関係なく関係的に近く、親しい人を指す^(注82)。

まず①国の役割については「経済」13人、「医療」9人、「ケア(chăm sóc)^(注83)」1人、「教育」1人、「補助具」1人、となった。「経済」面での役割を指摘する声が最多数を占め、「医療」がそれに続いたちとなっている。

②家族の役割については、被災者に対する「ケア」11人、「経済」3人、「医療」2人、「教育」1人、「互いにケア」1人、「(家族内での立場に基づいて逆に)家族をケア」2人、という結果となった。被災者と共に暮らす家族の被災者に対する役割としては、被災者に対する「ケア」が最も大きな役割として認識されていることがわかる。

③親類の役割については、「訪問」が13人、「すでに他界した」が1人となった。ここでは「訪問」が多数を占めている。実際にはその他の役割を担っているケースも多々あるとは思われるが、調査対象者の認識において、親類は「経済」面でも被災者に対する「ケア」という

側面でも、さほどの役割を果たしていないと認識されている。

④隣近所に住む人たちの役割については、「訪問」12人、「何も助けない」2人、「精神・気持ち」2人、「動員」1人、「交流」1人、「支援」1人となった。③親類の役割についてみた際と同様に、ここでも「訪問」が圧倒的に多数を占めている。しかし、「支援」が1人含まれ、「精神・気持ち」、「動員（đông viên）^(注84)」、「交流」という応答がみられることから、親類との関係と比べれば、より緊密な関わりが存在することがうかがわれる^(注85)。

⑤友人の役割については、「訪問」9人、「経済」1人、「一緒に学校に通う」1人、「ノーコメント」1人、「友人なし」3人となった。ここでも「訪問」が圧倒的に多数を占める。「経済」については、傷兵である当事者が、政治社会組織のひとつである「退役兵士の会」から資金を借りているケースである。また、「一緒に学校に通う」との応答は高校に通学中の青年の応答である。

以上、①から⑤までみてきた。これにより、①国、②家族、③親類、④隣近所、⑤友人という5つの主体は、ひとつには枯葉剤被災者扶助制度受給者の生活を支えるうえにおいて中心的な役割を担う①国と②家族、もうひとつには、「訪問」のようないわば周縁的な役割を担う③親類、④隣近所、⑤友人、という2つのグループに分けることができることが見出された。

枯葉剤被災者扶助制度受給者の生活を維持するうえで中心的な役割を果たす①国と②家族が役割を果たす分野については、国が「経済」、「医療」、「ケア」、「教育」、「補助具」（「経済」>「医療」>「ケア」=「教育」=「補助具」）、

「家族」については「ケア」、「経済」、「医療」、「教育」、「互いにケア」（「ケア」>「経済」>「医療」>「教育」=「互いにケア」という分野での役割の存在が確認された^(注86)。なかでも、国については「経済」、家族については「ケア」が中心的な役割を果たす分野として明らかになっている。国は扶助金の支給（または医療保険の支給）といったいわば物質的側面で一定の役割を担い、全般的、特に日常の直接的なケアについてはおもに「家族」が担うというかたちで、枯葉剤被災者扶助制度受給者の生活を支える2本の柱が機能していると考えられる。

むすび

I～III節で、ベトナムの枯葉剤被災者と扶助政策に関わる問題について考えてきた。I節では枯葉剤散布、散布地に関わる歴史的背景について見、II節では、ベトナム政府による枯葉剤被災者扶助制度の内容とその変容を公式文書の分析に基づいて明らかにした。続くIII節では、クアンチ省カムロ県A社で実施したフィールドでの調査に基づき、枯葉剤被災者扶助制度を受給している人たちの生活実態、政府の定めた枯葉剤被災者扶助政策がかれらの生活において、どのような役割を果たしているのかについて考えた。

本稿における考察を通して、全国レベルでの枯葉剤被災者扶助制度が2000年に初めて公式に示されて以来、基本的には扶助対象の拡充と具体化、扶助制度の整備が進み、支払うべきとされる扶助金額も急速に引き上げられていることが明らかとなった。

また、事例調査からは、政府の定めた枯葉剤

被災者扶助制度に関しては、扶助制度自体についても、制度変容の方向性についても同制度受給者によって少なくとも肯定的に評価されており、実施側面では、扶助金と医療保険証の支給が最も普及していることが確認された。なかでも制度に基づいて支給される扶助金は、生活を支えるに十分であるかどうかという問題は残るものの、被災者にとって重要な収入源となっている。総じてみれば、同制度の受給者とその家族の生活維持、持続にとって、少なくとも役立つ方向に同制度は機能していると考えられる^(註87)。各施策の実行率の向上がおもな課題となる。

枯葉剤被災者扶助制度受給者の生活を取り巻く国、家族、親類、隣近所に住む人、友人（Ⅲ節3項⁽¹⁰⁾の検討順に従って列挙）といった各主体の役割については、国、家族が中心的な役割を果たし、後3者については「訪問」というような周辺的な役割を果たすとの認識が大半を占めた。そして、役割の内容については、国が「経済」と「医療」（特に「経済」）、家族については数多い役割のなかでも特に被災者に対する「ケア」における役割が大きいと認識している。

したがって、枯葉剤被災者扶助制度を受給している人については、家族と国が中心的な役割を果たし、ある意味で役割を「分担」しながら枯葉剤被災者扶助制度受給者の生活を下支えているとみることができる。

しかし、「枯葉剤被災者の生活」と「枯葉剤被災者扶助制度受給者の生活」とは必ずしも同じことを意味していない。同制度受給者の中から「友人は未だ制度を受けることができていない」との声が聞かれるように、未だ同制度の適用を受けていない人が多数存在する。Đỗ Thị

Phượng (2009, 6) によれば、2009年の同稿執筆現在、35万6244人が枯葉剤被災者と申告しており、うち13万5036人（直接被災者7万1260人、間接被災者6万3776人）が扶助制度を受給しているという。申告者のうち62.09パーセントが扶助制度の適用を受けていないことになる。なぜ、こうした状況にあるのか、今後考察する必要がある^(註88)。また、枯葉剤の問題については、枯葉剤被災者扶助制度の対象から外れている第3世代の問題、散布地域で暮らしてきた住民の問題も存在する。また、対立と紛争の過去の克服といういかなる民族、国家にとっても克服が容易でない問題を伴うが、南ベトナム軍に参加して枯葉剤に被災した人たちとその家族への支援も、考えていく必要がある。第3世代の問題については、Đỗ Thị Phượng (2009, 6)、Trần Quốc Dũng (2009, 6) でも指摘されており、ベトナム当局も課題としてすでに認識している。南ベトナム政府側の枯葉剤被災者に対してはⅢ節3項の初めに記したように、社会扶助対象に対する扶助政策を定めた政府議定67制度を枯葉剤に被災した可能性がある南ベトナム関係者に対して適用しているケースを今回確認している。

ベトナムは発展途上の国であり、2020年には基本的に近代志向の工業国になるという目標を掲げ、経済開発に力を入れるとともに、行政改革、環境問題、社会保障・福祉網の整備・拡充、戦後補償の問題、民主化など、さまざまな問題を抱えている。そうしたなかにあつて、過去に起きた戦争に由来する枯葉剤被災者の問題は、現在においてもベトナムにとってすぐれて日常的な課題であることが、本稿において確認された。

個々の枯葉剤被災者の人生を大切に考えると

ともに、ベトナムがどのようにこの問題に対処しているのかを分析、理解し、記して残すことは、ベトナムのみならず、化学戦争や紛争に直面する他の多くの国・地域で生きる人たちにとっても、経験の共有、支援制度の構築、課題の発見という側面において、有意義であるに違いない。本稿がベトナムの人々へのささやかな返礼となれば幸いである。

(注1)「枯葉剤被災者」という用語については、ベトナムではしばしば nạn nhân chất độc da cam (直訳するとオレンジ毒物被災者、オレンジ剤被災者)という言葉が使用されるが、本稿では日本で一般に普及している「枯葉剤」という呼称を用いる。後でも述べるように、アメリカ軍がベトナム戦争時に散布した枯葉剤はそれらが入った容器に帯状に塗られた色により、ピンク剤、グリーン剤、パープル剤、オレンジ剤、ホワイト剤、ブルー剤と識別されていた。なかでもオレンジ剤は使用された枯葉剤の64パーセントを占め、主成分のひとつである2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸には高い発がん性、催奇形性を持つダイオキシンが含まれていた。

(注2) 2010年にベトナム中部のクアンチ省を訪れた際、調査地に向かう途中に墓地があった。中に入ると、身元が定かでない無名兵士の墓が墓地を覆いつくしていた。今でも霊媒師を頼って遺骨の場所を探す人が多いという。

(注3) これには諸説あり、たとえば米国の研究者の推定では直接、間接に被災した人は200万人から400万人という推定もある [元 2007, 4]。

(注4) ベトナム戦争に参加したある傷兵は「われわれの問題はわれわれがいなくなればそれで終わる。しかし、枯葉剤の問題はそうではない」と述べた (2010年11月29日にハノイにてインタビュー)。直接被災者を第1世代とし、その子ども (第2世代)、その子どもの子ども (第3世代) というように、世代を超えた広がりをおの問題はもっていることが指摘されている。

(注5) 同書には英文も併記されている。

(注6) 被災者自身の力はもちろん前提としているが、ここではその周囲を取り巻くアクターについて考えている。

(注7) ベトナム政府を執行主体とする制度が考察の対象となる。

(注8) 仔細については後ほど述べる。本稿を執筆するにあたり、クアンチ省における調査のほか、ベトナム南部ホーチミン市クーチー県において11月2～5日に家庭訪問調査を実施した。しかし、本稿についてはクアンチ省において実施した事例研究を通して考察する。

(注9) ベトナムでは毎年8月10日は枯葉剤被災者の日とされている。

(注10) 表1の注に記したように、原資料には旧名も記されている。しかし、今表への記載に際しては、その後のかつこ内に記された現在の地名を記載している。複数の地名が列挙されている箇所は、現在のベトナム社会主義共和国の成立間もない時点では、それらを包含するひとつの地方行政単位が形成されていた地域であり、本稿関連のクアンチ省については、当時ビン・チ・ティエン (Bình Trị Thiên) に属していた。

(注11) この最終時期においては、人体に極度に有害なダイオキシンを含むオレンジ剤は用いられず、ブルー剤、ホワイト剤が用いられたとされる [レ・カオ・ダイ 2004, 23-25]。

(注12) それぞれの枯葉剤の化学物質としての特徴はレ・カオ・ダイ (2004, 33-35) に詳しい。パープル剤は初期に使用され、ダイオキシン濃度が最も高く、ブルー剤は1966年以降用いられ、稲・農作物を最もひどく破壊したヒ素を含んでいた [ミー・ドアン・タカサキ 2005, 208]。

(注13) 本稿では、ベトナムにおける枯葉剤被災者関連の主要組織を「ベトナム枯葉剤/ダイオキシン被災者の会 (Hội Nạn Nhân Chất Độc Da Cam /Dioxin Việt Nam, Vietnam Association of Victims of Agent Orange/Dioxin: VAVA)」と訳出しているが、名称を直訳すると「オレンジ毒物/ダイオキシン被災者の会」となる。その名称の由来は先に記した通りである。

(注14) 2005～2009年にかけて筆者が実施した

ベトナムの障害者の生活調査に際し、枯葉剤被災者も対象に含まれていた。

(注15) その後、ベトナム側は、判決に対する不服・見直し請求を2005年4月、2008年10月に行ったが、それぞれ2008年2月、2009年3月に米裁判所により棄却された。

(注16) したがって、政治社会組織のひとつである「ベトナム枯葉剤/ダイオキシン被災者の会」の活動については考察の対象外とする。なお、すべての調査対象者に質問を試みたが、今回調査を実施したクアンチ省カムロ県A社では、同組織の活動を確認することはできなかった。

(注17) 原文は以下の通り。“Quyết định của Thủ tướng Chính Phủ Số 74/1998/QĐ-TTg ngày 3/4/1998 về điều tra, xác định nạn nhân bị hậu quả chất độc hóa học do Mỹ sử dụng trong chiến tranh Việt Nam.” ここにおけるように、政府の扶助政策に関する文書においては、「nạn nhân bị hậu quả chất độc hóa học」（化学毒物被災者）という言葉が用いられている。しかし、原語通りにとれば、枯葉剤以外の薬物・毒物に被災した人も政策の対象になるように解釈できるが、その対象者は戦争参加時期の限定、子どもへの影響など、被災者の症状の特徴に応じた限定が付されていることから、枯葉剤被災者を主として対象にしたものとみることができるといえる。

(注18) 原文は以下の通り。“Quyết định số 26/2000/QĐ-TTg ngày 23/2/2000 của Thủ tướng Chính Phủ về một số chế độ đối với người tham gia kháng chiến và con đẻ của họ bị nhiễm chất độc hóa học do Mỹ sử dụng trong chiến tranh Việt Nam.”

(注19) 原文は以下の通り。“Quyết định của Thủ tướng Chính Phủ Số 120/2004/QĐ-TTg ngày 5/7/2004 về một số chế độ đối với người tham gia kháng chiến và con đẻ của họ bị hậu quả do nhiễm chất độc hoá học do Mỹ sử dụng trong chiến tranh Việt Nam.”

(注20) 原文は以下の通り。“Pháp lệnh ưu đãi người có công với cách mạng.”

(注21) 同修正・補充の内容は1945年1月1日の前の革命活動者、1945年1月1日～8月19日総蜂起

の革命活動者に関わるものであり、対枯葉剤被災者政策に関係しない。

(注22) 原文は以下の通り。“Pháp lệnh ưu đãi người hoạt động cách mạng, liệt sỹ và gia đình liệt sỹ, thương binh, bệnh binh, người hoạt động kháng chiến, người có công giúp đỡ cách mạng.” 同法令は2000年2月14日に21条、2002年10月4日に22条、23条が修正されている。

(注23) 首相決定と法令とではレベルが異なるが、政策の効力の源として定められた最初の文書であることから、並列して考察する。

(注24) 定評ある越語辞典 Trung Tâm Từ Điển Học (2009)によれば、身体における部分の形態あるいは機能が特別に変化した状態。障害 (khuyết tật) と同義とある。

(注25) 2004年11月8日に出された首相決定120執行のための労働・傷病兵・社会問題省、医療省、財政省合同通知14では該当症状リストが付されている。

(注26) 後者のケースも今回の事例調査で1例含まれている。

(注27) 傷兵の場合、たとえば腕の欠損、ひざ下の欠損など、外からただけで判断が付きやすい。他方、病兵の場合には病因が特定できなければ、病兵であるのか、枯葉剤被災者であるのか判断がつかない。しかも病因の特定は容易ではない。

(注28) 渡辺 (1998, 64)によれば、ベトナムの法規規範文書の主な上下関係は、憲法→法および国会決議→法令および国会常務委員会決議→国家主席の令および決定→政府決議および議定→政府首相決定および指示→省庁、省庁に相当する機関または政府に属する機関の決定、指示および通知→人民評議会の決議→人民委員会の指示、の順となる。

(注29) 「社会基礎」とは、いわゆる社会施設を指すと考えられる。

(注30) 退役兵士に対するインタビューによれば、戦闘ではない軍における任務遂行中に傷を負った兵士はB種傷兵とされる。

(注31) 「政府議定」(Nghị định Chính phủ)とは、

法・法令を実行に移すために、当該の法・法令に基づいて政府が制定する文書のことである。

(注32)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」をみると、同議定第2章「その他の若干の優遇制度」の第30条4項において「労働・傷病兵・社会部門の基礎において治療と療養を受けている革命功労者は毎年治療制度を受けることができる」というかたちで言及されている。

(注33) 枯葉剤被災者にとっては、国家から医療保険証を発行されるかたちとなる。

(注34)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」をみると、同議定第2章「その他の若干の優遇制度」の第30条1項において「革命功労者優遇法令第2条1項における規定に従った革命功労者は、もし強制医療保険参加対象に属する者でない場合、医療保険証を発行される」と定められている。枯葉剤に被災した抵抗戦争参加者は、革命功労者優遇法令の第2条1項において革命功労者と位置付けられている。その子どもについても同2項で同様の規定が盛り込まれている。

(注35)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」の段階では資金貸し出しへの言及はみられない。

(注36) 同政府議定28(1995年4月29日)第64条をみると、高卒に相当する第12学年まで学費納入を免除されることが記されている。

(注37)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」をみると、同議定第2章「その他の若干の優遇制度」の第31条1項、2項で教育・訓練について定められている。前者については、「革命功労者の子どもである学生は、幼児教育基礎、普通教育基礎に属する学校に通学する際、以下の優遇制度を受給できる。(a)国家の規定に従った学費を免除、(b)教科書・ノート・学習用具を購入する補助のためにそれぞれの学年に1回扶助金」。後者については「学生、大学生である革命功労者とその子どもは、職業訓練・教育基礎、大学、短大、大学予備、民族普通学校に1年以上通学する際、以下の優遇制度を受けることができる。(a)国家の規定に従った学費を免除、(b)給与を受ける対象に属していない学生、大学生は、

教科書・ノート・学習用具を購入する補助のためにそれぞれの学年に1回の扶助金、毎月の扶助金」と定められている。

(注38) 同政府議定28(1995年4月29日)第39条をみると、傷兵、61パーセント以上の傷疾による傷兵のように政策を享受する人は、一定の条件下において埋葬費、救済金を支給されることなどが記されている。

(注39)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」では、直接被災者については第23条3項で「枯葉剤に被災した抵抗戦争参加者が死去した際、埋葬を組織した人は埋葬費を受給できる。親族(thân nhân)は同抵抗戦争活動者が死去する前に受給していた扶助金3カ月分1回を受給できる」。また直接被災者の子どもである間接被災者については25条の2項で「枯葉剤に被災した抵抗戦争活動者の子どもが死去した際、埋葬を組織した人は埋葬費を受給できる。親族は抵抗戦争活動者の子どもが死去する前に受給していた扶助金3カ月分1回を受給できる」と定めている。革命功労者優遇法令の定めるところに従って具体化がなされた内容となっているといえる。

(注40) 革命功労者優遇法令執行のための議定54」をみると、同議定第2章「その他の若干の優遇制度」の第30条4項において「労働・傷病兵・社会部門の基礎において治療と療養を受けている革命功労者は毎年治療制度を受けることができる」こと、同7項で「革命功労者とその親類は革命功労者優遇法令の規定に従い、労働機能回復のための治療と療養を受けることができ、補助具、整形具を支給される」ことが規定されている。

(注41)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」をみると、同議定第2章「その他の若干の優遇制度」の第30条7項で「革命功労者とその親類は労働機能回復のための治療と療養を受けることができ、補助具、整形具を支給される」ことが規定されている。

(注42)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」の段階では直接被災者の子どもの雇用創出に関する言及はみられない。

(注43)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」の段階では直接被災者についても土地の供与・貸し出しに関する言及はみられない。

(注44)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」の段階では、直接被災者についても水回り支援に関する言及はみられない。同法令では「水 (mặt nước)」,「海水 (mặt nước biển)」というかたちで挙げられている。前者については生活水など、後者については、魚、エビ、カニなど海水産物を養殖する際の使用を念頭においたものだと考えられる。

(注45)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」の段階では、直接被災者についても税の減免に関する言及はみられない。

(注46)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」の段階では、直接被災者についても労働義務の減免に関する言及はみられない。

(注47)「革命功労者優遇法令執行のための議定54」の段階では、直接被災者についても住居の回収支援に関する言及はみられない。しかし、これについては2007年7月25日に出された、住居改修のための革命功労者補助についての首相決定118(1996年2月27日)などを修正、補充する首相決定117において、枯葉剤に被災した抵抗戦争活動者は住居改修の補助対象として定められている。

(注48) 枯葉剤被災者第3世代の問題は政策関係者の間でもすでに議論となっている。他方、南ベトナム軍関係者については、現体制下のベトナムという条件下において、同制度適用への道のりは時間を要するのではないと思われる。

(注49) A社での各家庭訪問調査は2010年9月29日～10月5日に実施した。カムロ県都からバイクで毎日通うかたちをとった。調査期間中は、初日以外は雨の日が続き、雨合羽を用いての移動、調査となった。先述したが、すべての調査対象者に質問を試みたものの、調査対象者のいずれも「ベトナム枯葉剤/ダイオキシン被災者の会」の活動について、確認し、認識している人はいなかった。少なくとも調査時点において同会はA社でまだ活動していなかったと考えら

れる。

(注50) カムロ県の人口は2010年10月6日に実施した同県人民委員会労働・傷病兵・社会室におけるインタビューに基づく。

(注51) C社の人口は同年9月29日にA社人民委員会でうかがった話に基づく。

(注52) 家族内で複数の被災者が存在するケースもあるため、総調査戸数は23戸となった。

(注53) ベトナム戦争に参加し、傷兵でもあるDさんにご助力をいただいた。記して感謝申し上げる。

(注54) これについては杉野(2007)から学んでいる。

(注55) 特別なコネクションをもたない外国人がベトナムで調査を実施する際にはベトナム側の理解と協力が不可欠である。特に初めて訪問した地で信用も得ていない外国人が単独で自由に一定程度まとまった調査を実施することは常識的には考えられない。筆者は外国人であり、しかも調査実施までA社と何の交流もなかった存在である。したがって住民に関わる公的書類を自由に閲覧させていただくこと自体、容易ではない。そのため、サンプルの無作為抽出などの統計学的厳密性を満たす調査というスタンスをとりえていない。そうした意味で、本調査は質的調査に軸を置いたフィールドワークに基づく事例研究のひとつと位置付けることができると思われる。なお調査時の使用言語はベトナム語を用いた。

(注56) 原文は以下の通り。“Nghị định của Chính phủ Số 67 ngày 13/4/2007 về chính sách trợ giúp các đôi trọng bảo trợ xã hội.”

(注57) 政府議定67では「労働能力を有しない、もしくは自身でケアする能力をもたない重度障害者」も適用の対象となる。当初「貧困戸」であることが受給条件であったが、先にみたように2010年2月27日に政府議定67を修正・補充する政府議定13が出され、「貧困戸」という条件は取り除かれている。今回の調査対象と同様に家族と同居している該当者については、労働能力がない人で毎月18万ドン、自身でケアする能力を

もたない人で毎月36万ドン支給される。枯葉剤制度受給者が受給する扶助額よりも低いレベルにあることには留意する必要がある。

(注58) 実際には枯葉剤被災者である可能性があるにもかかわらず、制度の規定上、枯葉剤被災者扶助制度を未だ受給できていない人々の状況を軽視するものではない。

(注59) 総戸数は10戸。調査対象者において制度の内容について理解している人は少なく、自身の症状がどのように公式かつ医学的に評価されているのか知る人はいなかった。そのため、受給している扶助額に基づいて該当グループを判断している。

(注60) 日本では生年月日を覚えていることは当たり前のことのようにになっているが、過去の調査の経験からもベトナムでは必ずしも当たり前のことではない。生年は覚えていても月日を覚えていないことはしばしばある。今回でもそれは同様であった。たとえば、本人が覚えておらず、母親の意見では18歳か20歳、兄嫁の意見では16歳というケースがあった。

(注61) 1939年5月生まれが最年長、1955年生まれは3人。

(注62) たとえば、2007年に障害者の生計調査をタインホア省で実施した際、祖父が枯葉剤の直接被災者で、母の姉が枯葉剤間接被災者と認定されている10代半ばの水頭症の女の子がいた。この少女の母親は娘が第3世代の枯葉剤被災者ではないかと考えていた。同少女は一般障害者を対象とする制度を受給していた。

(注63) カムロ県内に刑務所があるとのことだった。

(注64) ベトナム祖国戦線とは、ベトミンの流れをくむ政治社会組織、戦線組織であり、ベトナム共産党が有力な構成組織のひとつとなっている。

(注65) そのうち、2005～2006年にタイビン省、ハーナム省で実施した調査に基づいて枯葉剤被災者の状況についてまとめたのが寺本(2007)である。

(注66) インタビュー中に当時の状況を思い出

し、涙されていた、

(注67) しかし、Hさんはベトナムの枯葉剤被災者の日が8月10日であることを知っていた。そして筆者がお宅にいる間、よく笑顔を見せてくれた。

(注68) この1人は、本節3項(4)で取り上げた寝たきりの少女である。

(注69) ベトナム農村で住民の自宅を調査で訪問した際、「この草は腹痛のときに効く」、「この草は消化を助ける」など、薬草についてしばしば説明を聞く機会がある。

(注70) 調査対象者の応答をそのまま記す。

(注71) 1夫婦を含む。

(注72) 2人がどの制度に基づいて医療保険を受給しているのか認識していない。

(注73) 職業は農業と応答した人が5人いるが、農業は家族運営的色彩が強く、被災者の症状に基づく労働力の制限も鑑みて、家族レベルの収入についてみる際に考慮することにする。

(注74) 調査時において、筆者のような外国人でも、ぜいたくをしなければ1日約10万ドンあれば飲食費用としては足る範囲であった。たとえば、ベトナムの人がよく食すフォーボー(米麺の牛肉入り汁そば)1杯1万5000ドン、ソイ(おこわ)が1食1万ドン、毎日夕食としたブーンカー(魚肉入り太麺)が1杯2万ドンであった。

(注75) 社の診療所勤務。この人は社の診療所に併設されたりハビリセンターも手伝っている。

(注76) 平均的生活に必要な額を100万ドンとした人は、この人を含めて2人。

(注77) ここでは「有用な植物栽培、有用な動物を飼養する生産業」の意で用いる。

(注78) パラミツの実。

(注79) このうち1戸は息子の給与額(未確認)を足すと、さらに所得が増加する。

(注80) 夫妻にそれぞれインタビューを行い、夫は平均的生活に必要な金額をわからないと応答し、妻がしっかりと答えたというケースが1例含まれる。

(注81) お金をもつことが、生活を支え、環境を整えるうえで不可欠である、という含意を込

めて、応答者は語っていると考えられる。

(注82) Trung Tâm Từ Điển Học (2009) をも参考にしつつ説明を付した。

(注83) 具体的には日常的な世話を意味する。言語的には「chăm sóc」は「周到に、心を尽くしてすべてのことがいい結果となるように心を配る」ことを意味する [Trung Tâm Từ Điển Học 2009, 187-188, 1095]。

(注84) 具体的には何かあった際に参加する、一端を担うことを意味する。

(注85) もちろん隣近所に親類が住み、親類と隣近所に住む人々が重なっている場合もあると考えられる。

(注86) かっこ内の等号記号、不等号記号は、該当数に基づいて記している。

(注87) 一地域の限られた調査対象者に対する調査結果を一般化できるのかという問題は存在し、課題である。しかし、2005～2009年の間に筆者が会ってきた枯葉剤被災者制度受給者の状況からみて、違和感の残る結果ではない。ただ、本稿でも言及しているが、本稿は国の枯葉剤制度を受給している人たちについておもに考察したものである。多くの枯葉剤被災者の中において制度の適用を受けることができていない人、何らかの事由により受けることができない人の状況は異なることは忘れられるべきではない。

(注88) 財政事情も要因のひとつだと推測される。

文献リスト

〈日本語文献〉

大石芳野 1992.『あの日、ベトナムに枯葉剤がふった——戦争の傷あとを見つめつづけた真実の記録』くもん出版。

尾崎望 1997.「ダイオキシンによる人体への被害——文献的考察とベトナム現地調査——」『障害者問題研究』Vol. 24: 100-106.

—— 1999.「ダイオキシンによる人体への被害 第二報——ベトナム第二次調査報告およびベトナム・韓国における研究と運動の動向——」

『障害者問題研究』Vol. 27: 73-82.

轡田隆史 1986.『ベトナムの枯葉剤作戦の傷跡』すずさわ書店。

杉野昭博 2007.『障害学——理論形成と射程』東京大学出版会。

ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) 編 1979.『ベトナム戦争と生態系破壊』岸由二・伊藤嘉昭訳 岩波書店。

寺本実 2007.「ベトナムの枯葉剤被災者——紅河デルタにおける事例を通して」『アジア研究 ワールド・トレンド』146号: 21-24.

中村 梧郎 1995.『グラフィック・レポート AGENT ORANGE IN VIETNAM WAR 戦場の枯葉剤——ベトナム・アメリカ・韓国——』岩波書店。

—— 2005.『新版 母は枯葉剤を浴びた——ダイオキシンの傷あと』岩波現代文庫 岩波書店。

西村洋一 2009.『ベトナムの枯葉剤——ダイオキシンを追いかけて——』MPミヤオビパブリッシング。

原田正純ほか 1988.「ベトナムにおける枯葉剤の健康に及ぼす影響について」『公害研究』18(2): 28-35.

ミー・ドアン・タカサキ 2005.「ベトナムの枯葉剤/ダイオキシン問題——解決の日はいつ」内田正夫訳 和光大学総合文化研究所主催シンポジウム報告書: 206-222.

元百合子 2007.「ベトナム戦争における米国の犯罪——今も続く枯葉剤散布の被害と不問にされた国家責任——」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』第4号 2006-2007: 3-9.

レ・カオ・ダイ 2004.『ベトナム戦争におけるエージェントオレンジ——歴史と影響——』尾崎望監訳 文理閣。

渡辺英緒 1998.「ベトナムの法制下における法形式とその課題」『ベトナムの政策決定』日本国際問題研究所 57-77.

〈ベトナム語文献〉

Đỗ Thị Phương 2009. “Chế Độ, Chính Sách Đối Với

- Người Hoạt Động Kháng Chiến Bị Nhiễm Chất Độc Hóa Học-Những Vấn Đề Còn Tồn Động Và Cách Giải Quyết”, *Tạp Chí Lao Động Và Xã Hội* Số363 (Từ16-31/7/2009): 5-6.
- Hữu Bắc 2009. “*Nỗ Lực Của Việt Nam Trong Việc Khắc Phục Hậu Quả Chất Độc Hoá Học DIOXIN.*” *Tạp Chí Lao Động Và Xã Hội* Số357 (Từ16-30/4/2009): 25-26, 35
- Thông Tấn Xã Việt Nam 2006. *Vì Nỗi Đau Da Cam*. Nhà Xuất Bản Thông Tấn. Hồ Chí Minh.
- Thông Cục Thống Kê 2011. *Niên Giám Thống Kê 2010*. Nhà Xuất Bản Thống Kê. Hà Nội.
- Trần Quốc Dũng 2009. “Giải Pháp Hoàn Thiện Chế Độ, Chính Sách Đối Với Người Hoạt Động Kháng Chiến Bị Nhiễm Chất Độc Hóa Học.” *Lao Động Và Xã Hội* Số362 (Từ1-15/6/2): 5-6.
- Trần Tuấn Cường 2008. “Xung Quanh Việc Dừng Thực Hiện Chế Độ Đối Với Người Tham gia Kháng Chiến Bị Nhiễm Chất Độc Hoá Học.” *Lao Động Và Xã Hội* Số349 (Từ 16-31/12/2008) : 14-16, 20.
- Trung Tâm Từ Điển Học 2009. *Từ Điển Tiếng Việt*. Nhà Xuất Bản Đà Nẵng.
- Nam.” *Critical Asian Studies* Vol. 37. No1: 141-160.
- Palmer, Michael G. 2007. “The Case of Agent Orange.” *Contemporary Southeast Asia* Vol. 29 No.1: 172-195.
- Young, Alvin L. 2009. “*The History, Use, Disposition and Environmental Fate of Agent Orange.*” Springer.

[付記]

現地調査の実施に際しご協力いただいたベトナムの皆様，調査実施に際する条件を整え，支えてくださった関係各機関の皆様，本稿に対する貴重なご指摘，コメントをいただいた外部査読者，内部査読者の皆様，日頃から調査研究活動，成果の発行・普及，業務遂行に関わる環境整備にご尽力くださっている皆様に対し，記して心より感謝申し上げます。しかしながら，ありうべき誤謬は，すべて筆者の責任に帰するものである。

(アジア経済研究所地域研究センター，2011年2月17日受領，2011年11月1日，レフェリーの審査を経て掲載決定)

〈英語文献〉

Griffiths, Philip Jones 2005. “Agent Orange in Viet